

下妻市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱新旧対照表

現 行					改 正				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
補助対象事業		補助対象事業者	補助対象事業経費	補助額	補助対象事業		補助対象事業者	補助対象事業経費	補助額
自主防災組織活動事業	1 自主防災組織結成事業	市内に存する自主防災組織	説明会の開催、普及啓発資料の作成、先進地調査、防災カルテ・防災マップの作成その他新たな自主防災組織の結成に必要な事業に要する経費	1組織当たり3万円	自主防災組織活動事業	1 自主防災組織結成事業	市内に存する自主防災組織	説明会の開催、普及啓発資料の作成、先進地調査、防災カルテ・防災マップの作成その他新たな自主防災組織の結成に必要な事業に要する経費	1組織当たり3万円
	2 資機材等整備事業	市内に存する自主防災組織	メガホン、消火器、救助用工具、担架、避難誘導旗、腕章、強力ライト、非常持出袋その他自主防災組織の整備に必要な資機材及び備蓄食糧の購入に要する経費	1組織当たりの補助対象経費の2分の1以内の額(限度額10万円)		2 資機材等整備事業	市内に存する自主防災組織	メガホン、消火器、救助用工具、担架、避難誘導旗、腕章、強力ライト、非常持出袋その他自主防災組織の整備に必要な資機材及び備蓄食糧の購入に要する経費	1組織当たりの補助対象経費の2分の1以内の額(限度額10万円)
	3 資	市内に存す	ホース格納箱、消防	1組織当た		3 資	市内に存す	ホース格納箱、消防	1組織当た

現 行					改 正				
	機 材 等 維 持 事 業	る自主防災 組織	用ホース、筒先、マン ホール開閉器及び消火 栓開閉器の維持(更新、 修繕等をいう。)に要す る経費	りの補助対 象経費の2分 の1以内の額 (限度額10万 円)		機 材 等 維 持 事 業	る自主防災 組織	用ホース、筒先、マン ホール開閉器及び消火 栓開閉器の維持(更新、 修繕等をいう。)に要す る経費	りの補助対 象経費の2分 の1以内の額 (限度額10万 円)
	4 防 災 活 動 事 業	市内に存す る自主防災 組織	防災訓練及び防災講 話の実施に要する経費 (食糧費にあつては、炊 き出し、啓発用の防災 用保存食の購入等に要 する経費に限る。)	1組織当た りの補助対 象経費の <u>2分 の1以内の額</u> (限度額3万 円。ただし、 参加者が20 人未満の場 合にあつて は2万円)		4 防 災 活 動 事 業	市内に存す る自主防災 組織	防災訓練及び防災講 話の実施に要する経費 (食糧費にあつては、炊 き出し、啓発用の防災 用保存食の購入等に要 する経費に限る。)	1組織当た りの補助対 象経費の <u>合 計額</u> (限度額3万 円。ただし、 参加者が20 人未満の場 合にあつて は2万円)
(注)					(注)				
1 自主防災組織結成事業及び資機材等整備事業において行う1 組織当たりの補助は、1回に限るものとする。_____					1 自主防災組織結成事業及び資機材等整備事業において行う1 組織当たりの補助は、1回に限るものとする。 <u>ただし、資機材 等整備事業にあつては補助金の交付の日から5年を経過した ときは、この限りでない。</u>				
2 防災活動事業において行う1組織当たりの補助は、一の年度					2 防災活動事業において行う1組織当たりの補助は、一の年度				

現 行	改 正
につき1回に限るものとする。 3 防災活動事業については、補助対象事業経費のうち、他の制度による助成金又は補助金の交付を受けているものは、この要綱による補助の対象としないものとする。 4 資機材等整備事業、<u>資機材等維持事業又は防災活動事業</u>において算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てるものとする。	につき1回に限るものとする。 3 防災活動事業については、補助対象事業経費のうち、他の制度による助成金又は補助金の交付を受けているものは、この要綱による補助の対象としないものとする。 4 資機材等整備事業<u>及び資機材等維持事業</u>において算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てるものとする。